

福島市公告第 90 号

福島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する同法第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月11日

福島市長 木 幡 浩

記

1 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

福島市役所農政部農業企画課  
福島市五老内町3番1号

但し、縦覧時間は市役所の執務時間内とする。